

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (カタ)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)					備考
							概要又は名称	様式4 【ファイル番付】	合計期間	経由機関	(日)	協議機関	(日)	
3条_土1	土木部	河川課	河川管理規則	カセカンリキソク	4-1	流水占用に係る更新の許可 又は登録	<ul style="list-style-type: none"> ●「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達)五1(2) ●「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第53号,建設省河治発第73号,建設省河開発第118号,建設省河砂発第50号,建設省河川局水政課長,治水課長,開発課長,砂防部砂防課長通達)一1(2) ●「登録審査マニュアル」(平成25年12月19日付け国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長,国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室長事務連絡)II 2, 4, IV, V 	70501	35		15		20	
3条_土2	土木部	河川課	河川管理規則	カセカンリキソク	7-1	許可事項等の変更の許可等	<ul style="list-style-type: none"> ●「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達)五1(1), (2), (5), (12) ●「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」(平成6年9月30日付け建設省河政発第53号,建設省河治発第73号,建設省河開発第118号,建設省河砂発第50号,建設省河川局水政課長,治水課長,開発課長,砂防部砂防課長通達)一1(1), (2), (3), (9) ●「登録審査マニュアル」(平成25年12月19日付け国土交通省水管理・国土保全局水政課水利調整室長,国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室長事務連絡)II 2, 4, IV, V ●「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達) ●「工作物設置許可マニュアル」(平成12年7月) 	70502	35		15		20	
3条_土3	土木部	河川課	流水占用料等条例	リュウスイセンヨウリョウトウジ ^レ ョウレイ	6-2	流水占用料等の減免	流水占用料等条例第6条第2項	70503	35		15		20	
3条_土4	土木部	河川課	流水占用料等条例	リュウスイセンヨウリョウトウジ ^レ ョウレイ	7	流水占用料等の返還	流水占用料等条例第7条第1項	70504	35		15		20	
3条_土5	土木部	土木事務所	河川管理規則	カセカンリキソク	4-1	土地占用に係る更新の許可	<ul style="list-style-type: none"> ●「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達) 	70505	20				20	

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (カタカナ)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)					備考
							概要又は名称	様式4 <small>(ファイル番号)</small>	合計期間	経由機関	(日)	協議機関	(日)	
3条_土6	土木部	土木事務所	河川管理規則	カセカンリキソ	7-1	許可事項等の変更の許可等	<ul style="list-style-type: none"> ●「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通達） ●「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達）五1(5) ●「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」（平成6年9月30日付け建設省河政発第53号、建設省河治発第73号、建設省河開発第118号、建設省河砂発第50号、建設省河川局水政課長、治水課長、開発課長、砂防部砂防課長通達）一1(3) ●「工作物設置許可マニュアル」（平成12年7月） 	70506	20				20	
3条_土7	土木部	土木事務所	海岸占用料等条例	カイカクンセンヨリヨウトウシヨウレイ	6-2	海岸占用料等の減免	海岸占用料等条例第6条第2項	70507	30					30
3条_土8	土木部	土木事務所	海岸占用料等条例	カイカクンセンヨリヨウトウシヨウレイ	7	海岸占用料等の返還	海岸占用料等条例第7条第1項	70508	30					30
3条_土9	土木部	土木事務所	流水占用料等条例	リュウスイセンヨリヨウトウシヨウレイ	6-2	流水占用料等の減免	流水占用料等条例第6条第2項	70509	30					30
3条_土10	土木部	土木事務所	流水占用料等条例	リュウスイセンヨリヨウトウシヨウレイ	7	流水占用料等の返還	流水占用料等条例第7条第1項	70510	30					30
3条_土11	土木部	港湾課	港湾区域内等における行為の許可に関する条例	コウワンキキナイトウニオクルコイキョカカクスルシヨウレイ	14	占用料等の減免	港湾における行為の許可に関する条例第14条第1項の占用料の減免基準(昭和51年3月12日港第609号)	70701	20			20		
3条_土12	土木部	港湾課	港湾施設等管理条例	コウワンシヅナトカンリシヨウレイ	6-1	危険物等荷役運搬の許可	港湾施設等管理条例第6条、第8条 港湾管理条例施行規則第5条	70702	7				7	
3条_土13	土木部	港湾課	港湾施設等管理条例	コウワンシヅナトカンリシヨウレイ	7-1①	港湾施設の使用の許可	港湾施設等管理条例第8条	70703	7				7	
3条_土14	土木部	港湾課	港湾施設等管理条例	コウワンシヅナトカンリシヨウレイ	7-1②	港湾施設の目的外使用等の許可	港湾施設等管理条例第8条	70704	20				20	
3条_土15	土木部	港湾課	港湾施設等管理条例	コウワンシヅナトカンリシヨウレイ	7-1③	港湾施設の目的外使用等の許可	港湾施設等管理条例第8条	70705	20				20	
3条_土16	土木部	港湾課	港湾施設等管理条例	コウワンシヅナトカンリシヨウレイ	9-3	港湾施設使用期間更新の許可	港湾施設等管理条例第8条	70706	7				7	
3条_土17	土木部	港湾課	港湾施設等管理条例	コウワンシヅナトカンリシヨウレイ	11-4	使用料の減免	港湾施設使用料の減免基準(昭和51年3月12日港第609号)	70707	7				7	
3条_土18	土木部	港湾課	入港料条例	ニコウリョウシヨウレイ	5	入港料の減免	入港料条例第5条	70708	7				7	
3条_土19	土木部	都市計画課	屋外広告物条例	オカクイコウコクフツジヨウレイ	22-1, 3	屋外広告物の登録、更新の登録	登録拒否事由に該当しないか	70901	30					
3条_土20	土木部	都市計画課	屋外広告物条例	オカクイコウコクフツジヨウレイ	31-1⑤	業務主任者となる知識を有する者の認定	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物条例施行規則（業務主任者となる知識を有する者の認定） 第20条 条例第31条第1項第5号の規定による認定は、次の各号のいずれにも該当する者について行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 広告物等の表示又は設置に関する業務に、責任者として通算5年以上従事した者 (2) 広告物等の表示又は設置に関し、過去5年間屋外広告物法(昭和24年法律第189号)並びにこれに基づく条例及び規則に違反したことがない者 	70902	20					
3条_土21	土木部	土木事務所及び東部土木事務所登米地域事務所	屋外広告物条例	オカクイコウコクフツジヨウレイ	4	屋外広告物等表示等許可 条例第10条第2項による場合	(屋外広告物条例施行規則別表第2-1)	70903	10 90					

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (カタカナ)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)					備考	
							概要又は名称	様式4 【ファイル番号】	合計期間	経由機関	(日)	協議機関	(日)		
3条_土22	土木部	土木事務所及び 東部土木事務所 登米地域事務所	屋外広告物条例	オカ ^テ イコウコク ^フ ウジ ^ノ ヨウレイ	5-3	禁止地域における屋外 広告物等表示等許可 条例第10条第2項による場合	(屋外広告物条例施行規則別表第2-2)	70904	10 90						
3条_土23	土木部	土木事務所及び 東部土木事務所 登米地域事務所	屋外広告物条例	オカ ^テ イコウコク ^フ ウジ ^ノ ヨウレイ	5の2	屋外広告物等表示等特例 許可	公益的役割と良好な景観の 形成・風致の維持の確保を 比較衡量して許可を行う。	70905	90						
3条_土24	土木部	土木事務所及び 東部土木事務所 登米地域事務所	屋外広告物条例	オカ ^テ イコウコク ^フ ウジ ^ノ ヨウレイ	8-3	許可の更新 条例第10条第2項による場合	(屋外広告物条例施行規則別表第2-1)	70906	10 90						
3条_土25	土木部	土木事務所及び 東部土木事務所 登米地域事務所	屋外広告物条例	オカ ^テ イコウコク ^フ ウジ ^ノ ヨウレイ	9-1	屋外広告物等変更・改造 許可 条例第10条第2項による場合	(屋外広告物条例施行規則別表第2-3)	70907	10 90						
3条_土26	土木部	都市計画課	県立都市公園条例	ケンリツシヨウエンジ ^ノ ヨウレイ	4-1	公園内行為の許可	1. 当該行為が公衆の公園の 利用に支障を及ぼさないこと。 2. 許可に公園の管理上必要 な条件を附することがある。	70908	10						許可は指定 管理者が行う
3条_土27	土木部	都市計画課	県立都市公園条例	ケンリツシヨウエンジ ^ノ ヨウレイ	4-3	公園内行為許可事項変更 の許可	1. 当該行為が公衆の公園の 利用に支障を及ぼさないこと。 2. 許可に公園の管理上必要 な条件を附することがある。	70909	10						許可は指定 管理者が行う
3条_土28	土木部	都市計画課	県立都市公園条例	ケンリツシヨウエンジ ^ノ ヨウレイ	6-1	有料公園施設利用許可	1. 当該施設が良好な状態 であること。 2. 当該許可をすることによ って、公衆の公園の利用に 支障を及ぼすおそれのない こと。 3. 当該許可に係る使用料を 、利用許可の際に許可者の 定める方法で納入すること。	70910	1						許可は指定 管理者が行う
3条_土29	土木部	土木事務所	県立都市公園条例	ケンリツシヨウエンジ ^ノ ヨウレイ	12	使用料減免の承認	都市公園条例別表第6	70911	10						
3条_土30	土木部	建築宅地課	建築基準法施行細則	ケンチキキジ ^ノ エンジ ^ノ ヨウレイ	43	概要書閲覧の承認	建築基準法質疑応答集(建設 省住宅局内建築基準法研究 会編)第93条の2関係 「閲覧制度の趣旨、手続き等」	71201	3	—					
3条_土31	土木部	建築宅地課	建築基準条例	ケンチキキジ ^ノ エンジ ^ノ ヨウレイ	21	確認申請手数料の減免	—	71202		・建築基準法第6条第1項第1～3号該当建築物等					
3条_土32	土木部	建築宅地課	宅地造成等規制法施行 細則	タクチゾウセイト ^ノ キセイホク コウサイゾク	8-1	宅地造成工事設計資格者の 登録	「改訂三版 宅地造成等規制 法の解説」(監修 建設省建 設経済局民間宅地指導室)	71203	15						
3条_土33	土木部	建築宅地課	都市計画法施行細則	トシケイカホクセコウサイ ゾク	22	(開発登録簿の)閲覧	「改訂四版 開発許可制度の 解説」(監修 建設省建設経 済局民間宅地指導室)	71204	10						
3条_土34	土木部	住宅課	県営住宅条例	7-2	県営住宅入居者の決定	公営住宅法23`25 公営住宅法施行令6,7	71301	7		0			0		
3条_土35	土木部	住宅課	県営住宅条例	7-3	県営住宅入居者の決定	公営住宅法23`25 公営住宅法施行令6,7	71301	7		0			0		
3条_土36	土木部	住宅課	県営住宅条例	7-4	県営住宅入居者の決定	公営住宅法23`25 公営住宅法施行令6,7	71301	7		0			0		
3条_土37	土木部	住宅課	県営住宅条例	7-5	県営住宅入居者の決定	公営住宅法22 公営住宅法施行令5	71301	7		0			0		